

## 平成25年第5回那須烏山市議会9月定例会（第6日）

平成25年9月18日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時20分

## ◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一

都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	網 野 榮
生涯学習課長	堀 江 功 一
代表監査委員	岡 敏 夫

◎事務局職員出席者

事務局長	平 山 隆
書 記	大 鐘 智 夫
書 記	小原沢 直 子

○議事日程

- 日程 第 1 議案第7号・議案第8号 条例の制定・条例の一部改正について  
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 2 認定第1号～認定第9号 那須烏山市決算の認定について  
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 3 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 4 意見書案第1号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について  
（議員提出）
- 日程 第 5 特別委員会所管事務調査の報告について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤雄次郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆さんも大変御苦労さまです。台風18号が日本列島を駆けめぐり、大きな災害をもたらしました。ただいま本市においても、対策本部を市長を中心にして早速設けまして、ただいま清水室長の概要説明のとおりだと思います。大変御苦労さまでした。

ただいま出席している議員は17名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、去る9月11日に議会運営委員会を開き、日程を追加いたしました。内容はお手元に配付した議事日程のとおりです。

---

◎日程第1 議案第7号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定について  
議案第8号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第1 議案第7号及び議案第8号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定について及び那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案は、去る3日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長板橋邦夫議員。

[文教福祉常任委員長 板橋邦夫 登壇]

○文教福祉常任委員長（板橋邦夫） それでは、御報告いたします。

平成25年9月3日の本会議において、本委員会に付託された議案第7号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定について及び議案第8号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査結果報告をいたします。

去る9月10日の火曜日に第2委員会室において、委員5名の出席のもと、担当課長等の説明を受け、詳細について質疑を行いながら、慎重に審査を実施いたしました。

その結果、どちらの議案も全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を持って、条例審査結果報告といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で委員長の報告が終わりました。

これより、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これにより、委員長の審査結果について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第1 議案第7号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定に関する条例の制定について、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第1 議案第8号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

---

## ◎日程第2 （認定第1号～第9号）那須烏山市決算の認定について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第2 認定第1号 平成24年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第9号 平成24年度那須烏山市水道事業決算の認定についての決算認定9議案を議題といたします。

本案については、去る9日の本会議において、各所管の常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

最初に、認定第1号、第2号、第4号及び第5号の所管事項について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長平塚英教議員。

〔総務企画常任委員長 平塚英教 登壇〕

○総務企画常任委員長（平塚英教） 平成25年9月3日の本会議におきまして提案され、同月9日に本委員会を付託された平成24年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月10日及び9月11日の2日間、午前9時から第1委員会室において、総務企画常任委員会の委員5名全員出席のもと、説明者として会計管理者、関係課長ほか関係職員の出席のもと、慎重に審査を行いました。

その結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付すことといたします。

1つ、総合政策課は、市の施策に関する事業について各課横断的に取り組む体制を構築するだけでなく、その事業実現のために、より一層のリーダーシップを発揮され、健全財政の維持にも努力をいただきたい。

1つ、危機管理につきましては、近年のあらゆる想定外の災害に対してマニュアルにとられない危機管理体制がとれるように努力され、防災については市民や学校での訓練や教育の推進を図っていただきたい。

1つ、市税等の徴収につきましては、現年課税分の徴収率がアップし努力の成果が見られておりますが、大口滞納の問題につきましては、納税者に不公平感を生じさせないためにも、早期解決に向けて一層の対策を強めていただくようお願いいたします。

以上報告いたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、認定第1号から認定第5号の所管事項について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長板橋邦夫議員。

〔文教福祉常任委員長 板橋邦夫 登壇〕

○文教福祉常任委員長（板橋邦夫） それでは、御報告いたします。

平成25年9月3日の本会議において提案され、同月9日に本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課及び生涯学習課の平成24年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、第2委員会室において文教福祉常任委員会の委員6名全員と、説明員として関係課長及び関係職員の出席のもと慎重な審議を行いました。

その結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

学校教育課所管のもの。荒川中学校と下江川中学校の統合は、教育の機会均等と適正な学校規模の観点からやむを得ないものと判断するが、その時期について市民の理解を得ているとは言いがたい状況である。地域住民の声を聞き、丁寧に進められたい。また、統合後の下江川中学校校舎を江川小学校校舎として用いる件については、改修に多くの経費が費やされることが想定される。校舎に必要な設備や耐震性、改修に係る経費等を精査の上、慎重に検討されたい。

文武両道教育やABC/R運動など、既に取り組まれているものもあるが、小中学校において、さらに心の教育に力点を置いた授業の充実を図られたい。

生涯学習課所管のもの。結婚相談員には長年にわたって地域の仲人役として御活躍いただいているが、その仕組みは今の社会情勢にそぐわなくなりつつある。加えて、相談員のなり手の確保にも苦慮しているとのことである。時代に即した新たな結婚相談制度のあり方を検討されたい。

遺跡調査及びこれに伴う周辺整備については、現行の計画での実施を最大限とし、かつ可能であれば再考の機会を見つけ規模縮小を図られたい。また、歴史資料館整備に際しては、既存施設の活用を十分に検討されたい。

市民課所管のもの。熊田診療所において、医師の個性を生かした内容で地域住民との触れ合い事業を実施していたとのことである。これをきっかけに、医師と地域の結びつきが強くなり、受診者が増えることとなることを期待する。地域との信頼関係は、地域医療の拠点たる診療所には欠かすことのできない重要な要素である。各診療所とも日ごろよりそれぞれに適した方法で地域との信頼関係の構築に腐心されたい。

こども課所管のもの。子供たちの安心、安全を鑑みると、こども館の老朽化、未耐震化は見過ごしできない。整備について公共施設再編整備計画策定委員会等で検討しているとのことであるが、可及的速やかなに判断されたい。

発達障がい児またはその疑いのある子供が増加傾向にあることは、大変大きな問題であると考え。要因がはっきりしないとのことであり、市も苦慮していることと思うが、万策を尽くして対応にあたられたい。

健康福祉課所管のもの。老朽化の著しいやすらぎ荘についてだが、その役割は他の施設の整備により十分代替できるものと思われる。現在、公共施設再編整備計画策定委員会において存廃の検討がされているとのことだが、廃止を前提とした議論をされたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の決算審査の報告といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、認定第1号、認定第6号から認定第9号の所管事項について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長久保居光一郎議員。

〔経済建設常任委員長 久保居光一郎 登壇〕

○経済建設常任委員長（久保居光一郎） それでは、経済建設常任委員会の審査結果を御報告いたします。

平成25年9月3日の本会議において提案され、同日9日に本委員会に付託された認定第1号及び認定第6号、第7号、第8号、第9号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、9月10日及び11日、議員控室において、委員6名の出席のもと、関係課長の出席を求めて審査を行いました。審査事項は、本委員会が所管する農政課、商工観光課、環境課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の平成24年度那須烏山市一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算であります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたしました。

商工観光課についてであります。1つ、企業誘致においては、積極的に企業等に出向き情報を収集するとともに、さらなる実効性が図れる誘致活動を進められたい。

1つ、市のPR活動及びそれらに関する事業を推進することは大いに有為なことと考える。しかしながら、各事業における費用対効果についての検証を怠ることなく、事業によってはその見直しを図られたい。

続いて農政課であります。指定管理のふれあい農園事業が有効活用されるよう市のホームページなどで積極的にPRを図るとともに、利用者の推移を見守りつつ今後のあり方を検討されたい。

1つ、人・農地プランは今後の本市の農業にかかわる重大なプランである。引き続き地域の実情に合った支援を図られたい。

1つ、農産物の販路拡大事業及びそれらに関するPR事業は本市の農業振興を図るためにも重要な施策である。しかし、各事業においては、その成果と費用対効果の検証を行うとともに、実効性が多く認められない事業にあっては、廃止を含め見直しを図られたい。

続いて、都市建設課であります。1つ、市道整備は引き続き国、県の有利な助成制度を検討し市の限られた財源で有効投資が図られるよう、優先順位を明確にして着実な整備を進められたい。

1つ、市営住宅使用料の収納率が2年連続100%になったこと、また、過年度未納分の納入率も向上していることは大いに評価できる。今後とも引き続き努力されたい。

1つ、定住促進の観点から、PFIなど民間活力の導入をすることなども視野に入れ、若者向け住宅の具体的な整備計画の策定を早急に進められたい。



上下水道課についてであります。水道の有収率においては、改善が見られるものの県内他市町と比較すると低率であります。引き続き漏水調査及び修繕を進めるとともに、老朽管布設替等の抜本的な対策を早急に講じられたい。

1つ、下水道への接続促進に対する成果は見られるが、いまだに接続率が低い現状である。引き続き各課と連携し接続促進に努められたい。

環境課であります。1つ、再生可能エネルギー向上のため、市民への補助金制度の充実を図られたい。

1つ、一般廃棄物収集運搬業務の入札においては、さらに公正な競争原理が働くよう入札条件の改革に努められたい。

以上をもって、経済建設常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第9号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） ただいま上程されております認定第1号から認定第9号までの9議案のうち、認定第1号 平成24年度那須烏山市一般会計のうち、自分が参加しております常任委員会の所管以外のものについて、認定第2号 国民健康保険特別会計のうち事業勘定、認定第4号 後期高齢者医療保険特別会計、認定第5号 介護保険特別会計、認定第7号 下水道事業特別会計、認定第9号 水道事業会計の6議案について、公正で民主的な市民が主人公の市政を目指す立場から、行政当局のさらなる努力と改善を求めて反対討論を行います。

平成24年度の市の一般会計は、歳入で141億1,064万7,128円で、歳出は135億4,570万3,449円であります。まず、歳入の面では、この市税の中で収入未済額が15億169万4,892円あります。これは自分の所管ではございますが、要望事項として市税の調定額の何と33.33%にも達しております。この収入未済額の大部分が国民健

康保険税の滞納繰越分が多数を占めており市政の重大な問題となっておりますので、早期解決を求めるものであります。

また、保育料1,373万1,800円の収入未済額、前年度より減額努力はされております。さらに、市営住宅使用料につきましても、先ほどの常任委員長の報告どおり徴収に努力はされておりますが、過年度分80万5,400円の収入未済額があり、さらに幼稚園使用料も18万4,000円の収入未済額があります。解決に努力を求めるものであります。

深刻な不況のもとで税収が伸びない中、行政運営にあたりましては単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で行財政執行に必要な補助金、負担金を国、県に強く求めていただきたいと思っております。

行財政改革は、歳入を増やし、歳出をカットして、市民サービス向上させてこそ真の行政改革であります。こういう立場で今後とも負担軽減のために御努力をお願いいたします。

歳出の面では、財政難の折、平成24年度は新市総合計画5年目の年として、市民各位の御理解と御協力のもとに執行されたものであります。平成24年度は被災した学校給食センターの移転、新築工事や、被災住宅地復旧事業を引き続き実施し、那須烏山消防署新築工事事業など、震災復旧や防災力強化に取り組み、七合小学校体育館新築工事や市内小中学校、保育園、幼稚園に空調設備設置工事を実施され、引き続き市道整備事業を進めてまいりました。市の限られた財源の中で公正、適正な入札を執行し、市民から信頼される工事を実施して目的に沿った無駄づかいのない有効な投資が図れるように、今後とも最大限の努力を行っていただきたいと思っております。

残念ながら、学校給食センター工事においては、浄化槽設置工事の中で設置場所の位置を変更した際に、地盤の支持力があるか、平板載荷試験等の確認もしないで実施をしたために、片側が14センチも傾いて沈下し、処理層亀裂問題を発生させました。

そのまま応急工事を実施して現在に至っておりますが、出来高管理基準はプラスマイナス30ミリ以内であり明らかに粗雑な工事であります。この工事内容には、同意できません。二度とこのような問題を起こさないように、市の公共工事に関する責任ある管理体制を構築していただきたいと思っております。

また、依然として財政運営は厳しさも予想され、財政運営は無駄をなくし、効率的な財政執行を図るように、まちづくりにつきましても住民が主人公、市民の願い、要求に応えるまちづくりを進めていただきたいと思っております。問題が山積みする本市の行財政運営にあたりましては、行政責任を明確にして、市民本意の立場で解決するために抜本的な努力と対策を強めていただきたいと思っております。

国の構造改革路線が継承されているもとで、ますます都市と地方の格差が広がっております。

本市の商工業を取り巻く情勢も深刻であります。市内の商工業を守る対策、若者等を中心として労働者の雇用を守る対策には万全を期していただきたいと思っております。

中心市街地活性化対策や地元商店街を守る対策を強めていただきたいと思っております。

農業の分野でも、TPP参加など農業存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めるように求めていただきたいと思っております。TPP参加はとりやめるように求め、本市独自の農政と営農集団育成を図り、中山間地の農業を守り、所得保障と価格保障、生産者の経営が成り立つ後継者の育つ農業行政を強く求めるものであります。

各種団体への補助金、交付金の中でも、活動の実態の見えないものがありますので改善を求めるものであります。税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをしておられる市民生活を考え、市当局も議会も襟を正して市民の付託に応えるべきであります。行財政運営にあたりましては、市民こそ主人公の立場に立って、お役所仕事、マンネリを打破して無駄のない市民に信頼される行財政執行を求めて、一般会計反対討論のまとめといたします。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、憲法と社会保障の一環として、市民の命と健康を守る立場から、国民健康保険事業を充実させる立場で反対討論を行います。

医療給付に対する国庫負担の大幅な切り下げを初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得が減っている市民納税者の国民健康保険税の課税が耐え切れず、徴収が大変になっているのが実情であります。

そのような中で、平成24年度国民健康保険税の収入未済額は2億4,929万6,379円でありまして、実に調定額の21.96%にも達しております。これらの抜本的な解決を求めるものであります。

現在、滞納世帯は平成24年度決算で現年課税分が600世帯にのぼり、過年度課税分が623世帯になっております。資格証明の発行は平成24年9月末現在では109世帯、短期保険証の発行が313世帯にも達しております。さらに、平成20年度からは後期高齢者医療制度の導入が実施されて、75歳以上の高齢者が医療の現場で締め出されるような差別医療が強まっております。65歳以上の高齢者から保険料を年金から天引きするようになりました。このような高齢者に負担ばかりを押しつける社会保障を切り捨てるような政治に反対をいたします。

憲法に基づく社会保障、皆保険としての低所得者を中心とした国民健康保険事業でありますから、資格証の発行による保険証の取り上げはやめるべきであります。本来の国民健康保険事業に建て直す立場から、第1に国民健康保険事業については国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻すように強く働きかけていただきたいと思っております。

第2に、国民健康保険事業が命にかかわる最も重要な福祉事業でありますので、一般会計か

らの繰り入れを行って負担軽減を図っていただきたい。

第3に、疾病予防の充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むように求めるものであります。

第4に、国の医療制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国民健康保険事業に取り組む立場から、憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組むように求めるものであります。

次に、後期高齢者医療制度特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して保障される保健事業を目指す立場から反対討論を行います。たび重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者の締め出しが重病傾向化する深刻な社会問題となっております。お年寄りいじめの悪政は高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算についても高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療制度をなくし、高齢者を含めた国民の命と健康を大切にする医療制度に改めるべきであります。

第2に、予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努めていただきたい。

第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたいと思います。

第4に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く求めるようお願いいたします。

収入未済額が109万1,378円あり、解決を求めるものであります。

介護保険特別会計決算につきましては、高齢者に十分対応した介護保険制度、実態に即した介護保険制度に改革する立場から反対討論を行います。

発足当時から介護保険の問題として、介護認定を受けた利用者が介護サービスの1割負担が重いために、必要な介護サービスを辞退している実態があります。また、介護保険料の引き上げ、高齢者、低所得者にとって依然として負担の重い制度となっております。

介護保険制度がたび重なる改悪をされておきまして、市当局におかれましては、介護保険事業を強める立場から、介護保険、介護サービス基盤の整備を図り、施設入所者待機待ちをなくし、介護認定を受けた方が必要なサービスが安心して受けられるよう、保険あって介護なしと言われないように、改めて介護保険制度の充実強化を求めるものであります。収入未済額が608万6,963円あり、解決を求めます。

農業集落排水事業特別会計につきましても収入未済額が15万円3,285円あり、解決を求めます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、烏山中央処理区の供用は、実際につなぎ込みが

完了して使用されている水洗化率が31.31%と、依然として低い状況にあります。21世紀の新しいまちづくりとして公共下水道事業を稼働しているわけでありますので、この事業への関係者の御理解と加入促進を図るために、担当者任せではなく、市長、市当局が先頭に立って、全市を挙げて水洗化率、加入率促進に努めていただきたいと思います。

負担金、分担金の収入未済額が449万9,900円あります。使用料、手数料未収額が29万1,481円あり、解決を求めます。

簡易水道につきましても、収入未済額が183万3,844円あり、解決を求めます。

最後に、認定第9号 平成24年度那須烏山市水道事業決算について、真に市民のための福祉事業として進める立場から討論を行います。

平成24年度の水道事業の総収入は5億2,938万6,473円で、総費用が4億8,736万336円で、その差額純利益は4,202万6,137円であります。水道事業は改良工事や拡張工事に伴う事業経費を企業債発行に依存しているために、企業債償還が増加する中で、営業収益の約18.01%を企業債の支払利息として払っている結果となっております。

これが水道事業への重い負担となっており、企業債の未償還残高は39億803万6,760円で、企業債償還のつけを安易に水道料金の値上げに転嫁しないように企業努力を求めるものであります。水道未収金が1,579万5,991円あり、解決を求めます。

そして、何よりも問題なのは有収率の問題であります。何と63.6%、これは非常に深刻な数字であります。配水量の36.4%が供水収益につながらないという問題であります。有収率の向上のために漏水調査をやられるということではありますが、あらゆる努力をはらって有収率の向上に努めていただきたいと思います。水道事業は市の公共事業である以上、一般会計からも繰り入れを図って、市の負担で円滑な事業運営が図れるよう期待をするものであります。

以上、述べてまいりましたが、今後の行財政運営にあたりましては、引き続き地方の景気低迷の中、税収不足の折、住民が主人公の立場に立って無理、無駄をなくし、健全財政への努力を図り、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場で進めていただきたいと思います。さらに、市民が安心、安全の災害に強いまちづくりに邁進するよう期待を求めます。

市長を初め市職員の行財政改革、意識改革に努め、より一層の努力を期待いたしまして、反対討論のまとめといたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

5番久保居光一郎議員。

〔5番 久保居光一郎 登壇〕

○5番（久保居光一郎） 私は、議案第1号から議案第9号までの平成24年度一般会計決算、特別会計決算及び水道事業会計決算の全てについて賛成する立場から討論を行うものであります。

今月8日の早朝、2020年の夏季オリンピック、パラリンピック大会の開催地を決めるIOC委員による投票の結果、ライバルであったイスタンブール、マドリードを大差で破り、東京で開催することが決まりました。その決定の瞬間、テレビに移る招致委員の歓声と互いに涙して抱き合う姿を見て、私も喜びとともに胸に熱いものが込み上げてくるような感動を覚えたわけであります。御同席の皆さんもまた、国民の多くが、同じ喜びと感動を覚えたに違いありません。

東京が開催地に決定された要因は、東京オリンピック招致委員を初め政府のバックアップ、その他多くの関係者の努力があったということは言うまでもありませんが、その一因は招致委員会が一丸となったプレゼンテーションではなかったかと思えます。

その中でも、私が特に感銘を受けたのは佐藤真海さんと滝川クリステルさんのプレゼンであります。佐藤さんは居並ぶIOC委員に向かい、私が今ここに立っているのはスポーツの力によるものですと静かに語りかけ、続いて、大学時代、足にできたがんのためにやむなく足を切断したこと、また、先の震災で実家を失ったことなど、自分のつらく悲しい体験談を交えながらスポーツの力でその困難を乗り越えてきたこと、また、東京でのオリンピック開催が震災の復興を後押しするとプレゼンテーションを結びました。

滝川さんは、日本が世界に誇る日本人の心であり、文化であるおもてなしについて、「お、も、て、な、し」というあれをやりましたけれども、それについて笑顔でIOC委員に訴えました。

このお二人のプレゼンを初めとする日本の各プレゼンターの熱い言葉が、IOC委員だけではなく、テレビを見ていた国民及び世界中の人々に大きな感銘を与えたのではないかと思います。東京でのオリンピック開催が、混迷する外交や低迷する日本経済への追い風となり、東京だけでなく日本国内及び本市にも大きな経済効果をもたらしてほしいと願うところがあります。日本のすばらしい国民性、文化、伝統等においても広く世界に発信する絶好の機会であると考えているところでもあります。

しかし、東京オリンピックを成功に導くにはいまだ震災の影響で苦しむ多くの人々も被災地の復旧、また、福島第一原発の汚染水処理問題などの解決が一体であるということを我々は忘れてはなりません。それらの問題について、早急に具体的な施策を講じ、解決を図ることが今、日本政府に求められているわけであります。以上が、日本の諸情勢についての所感であります。

一方、本市の状況を鑑みると、少子高齢化に伴う人口減少は市の予測を上回る速度で進み、高齢化率も実質30%を超えているのが現状であります。また、本市の懸案となっている厳しい財政状況、不名誉な市税徴収率の低迷と滞納問題等々多くの課題が山積しているのが本市の実情でもあります。

執行部にあつては、その厳しい現状を真摯に捉え、市政全般における諸施策において費用対効果の検証とたゆまぬ改革を行うこと、また、財政の歳出にあつては、さらに民間手法をならい、市民の目線と感性を持って、有効かつ効果的な財政運営を図られるよう切に要望するものであります。

さて、平成24年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、予算現額211億5,328万9,000円に対し、歳入総額は213億8,568万1,000円、歳出総額は203億5,606万5,000円であり、歳入歳出の差引差額は10億2,961万6,000円であります。1号から9号までの各決算内容に関しては割愛をさせていただきますが、先日の代表監査委員からの御報告のとおり、執行率及び決算における収支はおおむね適正であると判断するところであります。

また、那須烏山市総合計画前期計画に基づき、市民が安全、安心に暮らせるまちづくりを進めるために、厳しい経済状況の中、災害復旧を最優先にして取り組んだこと、また、合併特例債を活用し、市道の整備事業を継続して行ったこと等が、この決算をしてうかがえるものであります。

あわせて、2年半前の震災に続いた台風、洪水等の災害に対して、市長を初め職員が一丸となって、その対策と復旧に力を注いできたことは特に特記すべきことであり、大いに評価するとともに、敬意をあらわすところであります。

平成24年度の決算においては、7日の総括質疑に始まり、所管の常任委員会において、2日間にわたり執行部の担当課長などから詳細な説明を受け、慎重に審査した結果が先ほど各常任委員長から報告されました。各会計の決算は、本市の実情を踏まえたものであり、おおむね市民のデマンドに応えた内容の決算であると認識するところであります。

私は、その観点から、平成24年度の各会計決算に賛成をするものであります。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。認定第1号 平成24年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原

案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成24年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成24年度那須烏山市水道事業決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数であります。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

### ◎日程第3 請願書等審査結果の報告について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第3 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長平塚英教議員。

[総務企画常任委員長 平塚英教 登壇]

○総務企画常任委員長（平塚英教） 総務企画常任委員長の平塚でございます。請願書等の審査結果の報告を行います。

去る9月3日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託されました陳情書第5号 烏山法務局証明センターの設置を求める陳情につきましては、9月11日、第1委員会室におきまして、委員4名出席のもと、陳情者からの説明を聞き、関係する市執行部、職員の意見も聴取しながら、慎重に審査を行いました。

宇都宮地方務局烏山支局の存続につきましては、6月定例会におきまして宇都宮地方務局烏山支局の存続を求める意見書の提出を求める陳情が提出され、本委員会が付託を受け、採択すべきものと決定し、本会議におきましても全会一致で採択となって、本市議会から関係行政庁に対し意見書を提出したところであります。

また、執行部におきましても、存続の要望活動を積極的に行っているとのことであり、現時点での情報では烏山支局の廃止につきましては、正式決定になっていない状況にあります。提出された陳情書の内容等には十分理解はされますが、まだ、陳情書第5号 烏山法務局証明センターの設置を求める陳情につきましては、陳情者の趣旨は十分理解できますが、法務局の動向を見きわめている段階であり、審査の結果、全会一致で継続審査と決定いたしました。なお、存廃についての結論が出た場合には、同委員会としても速やかに対処するということも報告したいと思います。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、文教福祉常任委員長板橋邦夫議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員長板橋邦夫議員。

〔文教福祉常任委員長 板橋邦夫 登壇〕

○文教福祉常任委員長（板橋邦夫） それでは、請願書等審査結果の御報告を申し上げます。

いずれも継続審査となっておりました陳情書第1号及び陳情書第3号について、その審査の経過と結果について報告いたします。

9月11日第1委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。まず、陳情第1号 年金2.5%の削減中止を求める陳情についてですが、既に決まったことであるし、持続可能な年金制度の確保のためには削減はやむを得ないと判断するとの意見が多く、全会一致により不採択にすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号 行き届いた教育の前進を求める陳情については、30人学級の実現と教職員の増員を求める内容ですが、現状の35人学級でも十分な教育環境の確保はできているという意見が多く、また、逆に学級規模を小さくすることで子供たちの切磋琢磨する機会を奪うことになるのではないかと意見もあり、全会一致により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、各常任委員長からの報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、委員長の審査結果報告について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 陳情第1号及び第3号につきまして、反対討論を申し上げます。

年金2.5%削減の中止を求める陳情でございますが、これについては年金生活者の生活が非常に困難になっているというもとで、年金が削減され、さらに課税が強められているということで問題になっているものであります。

そこに加えて、税と社会保障の一体改悪のもとで、さらに年金の減額を検討するということ

が進められておりますが、既に決まったものであるとか、削減は必要だとか、まるで国の言いなりのような報告がさっきございましたが、とんでもないことでありまして、国においては消費税を来年の4月から8%、そして再来年の10月からは10%というような計画で進めておりまして、高齢者が本当に生活できるのかどうかというところに加えて、税と社会保障の一体改悪のもとで70歳から74歳までの医療費の大幅引き上げ、さらには介護保険者等の要支援のほうは介護保険から締め出す。そして、介護1から2は施設が利用できない。

こういうような不当な改悪が進められているもつで、本当にお年寄りの行き場がなくなる。こういうもつで、この年金の削減がもう決まったものであるとか、やむを得ないとか、こういうようなことは地方議会としては全く認められないというふうには思います。

さらに、陳情第3号につきましても、30人学級、これはもう世界の中で当然の流れになっておりまして、これが少人数学級だから競争の原理も働かないなんていうような、全く今の教育を理解しないような審査結果には驚くばかりであります。

行き届いた教育を進めてこそ、未来ある子供たちの未来が開けるということでございますので、行き届いた教育の前進を求める陳情書を不採択にした。これは全く同意できないということで、どちらも不採択に反対でございます。

以上。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よつて、陳情書第5号の総務企画常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定いたしました。

次に、陳情書第1号について、委員長の報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数であります。

よつて、陳情書第1号については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情書第3号について、委員長の報告どおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数であります。

よって、陳情書第3号について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、決定いたしました。

---

◎日程第4 意見書案第1号 国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書の提出について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第4 意見書案第1号についてを議題といたします。

意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 意見書案第1号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

ただいま上程となっております意見書案第1号につきましては、総務企画常任委員長並びに文教福祉常任委員長、そして経済建設常任委員長の3委員長が提出者、賛成者として提案をしているものでございます。

なお、意見書の文面につきましては、皆さんのお手元にあるとおりでございます。平成26年度の地方財政対策につきましては、政府は財政健全化に向けた取り組みを進めており、厳しい見解が予想されており、本市のような基礎自治体の財政も社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いております。

全国の市町村が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためにも、地方交付税の増額による一般財源の確保や地方税財源の充実の確保等が不可欠であると考えまして、関係行政庁に意見書を提出するものであります。

以上で、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、意見書案第1号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり関係行政庁宛て提出することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第5 特別委員会所管事務調査の報告について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第5 特別委員会所管事務調査の報告についてを議題といたします。

特別委員会の所管事務調査事項について、委員長の報告を求めます。

学校給食センター建設工事及び公共工事調査特別委員会委員長平塚英教議員。

〔学校給食センター建設工事及び公共工事調査特別委員長 平塚英教 登壇〕

○学校給食センター建設工事及び公共工事調査特別委員長（平塚英教） それでは、学校給食センター建設工事及び公共工事調査特別委員会の所管事務調査報告書について、皆さんに御報告を申し上げます。

本年、第2回3月定例議会において申し出を行い、閉会中に実施しました所管事務調査でございますが、4月11日、5月28日、7月11日、8月27日と4回にわたって委員会を開催して、問題点の整理をしてまいりました。

調査事項につきましては、（1）学校給食センター建設工事に関する事項。（2）公共工事に関する事項。（3）その他特に必要と認められる事項ということで調査をしたところであります。

今回は、中間報告ということでございまして、特に、調査範囲は学校給食センター建設工事関連の問題のうち、栃木県建設工事紛争審査会の仲裁裁定に持ち込まれました案件以外の問題について、調査を進めました。

まず、浄化槽工事に関する問題点についてでございますが、まず、浄化槽の設置予定地よりも南西側に6メートル移動して設置する結果となり、予定地が6本のパイルで地盤の支持力を保つ予定でありましたが、浄化槽にかかるパイルが4本となってしまう、浄化槽に水張りをした時点で、片側が14センチ沈下してしまいました。

この問題については、標準仕様書第4章、地業工事4の2の1に定める基本要件品質等を基準どおりに実施しなかったために起きた事故であり、この工事の設計及び施行監理を行った業者馬路設計株式会社の瑕疵は明白であり、責任は免れません。

また、浄化槽を設置することを決めながら、変更した浄化槽の設置場所の支持力が確保できるかどうか確認も行わず施行したために、重大な沈下事故を引き起こしたわけであります。この工程会議に参画をしている設計・施工監理業者、施工業者、とちぎ技術センター及び発注者である市当局の瑕疵があることも明白であります。

②学校給食センター建設工事については、本市議会において工事の1年も前から予定地の地盤が軟弱であることを多くの議員が指摘をして、市当局も問題が起きないように間違いなく進めると答弁をしていたにもかかわらず、このような結果となってしまいました。また、その内容も問題発生時から今日まで次々と説明が変更しており、議会軽視と言わざるを得ません。

③この学校給食センター浄化槽設置工事についての議会や市民に対する混乱を引き起こした市当局の責任は重大であり、公共事業を施工する市側の体制と人材管理、配置にも問題があると考えます。二度とこのような問題が起きないように市の公共工事に関する市側の責任ある管理体制を速やかに構築すべきであります。

なお、以上の問題点について、別紙により関係者ごとに整理して特別委員会の意見を付すことといたします。

別紙学校給食センター工事に関する報告ということでございます。工事関係者、問題点、特別委員会の意見ということで読み上げます。

那須烏山市当局。地方自治法第138条の2「地方公共団体の執行機関は、当該普通公共団体の条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規定に基づく当該普通公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び施工する義務を負う。」及び職員服務規定第2条「職員は、住民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。」この趣旨が守られていない。

標準仕様書の基本要件品質を満たしていない工事を実施して、市民、市議会に混乱をもたらした責任を明確にされたい。さらに、市独自の管理体制を構築されたい。

設計事務所（施工監理）。標準仕様書の基本要件品質を満たしていない。その内容は下記の

とおりです。なお、浄化槽の位置を変更したものであれば、平板載荷試験を当然行うべきであった。那須烏山市建設工事請負業者指名停止等措置規定による措置をするのが相当である。

施工業者。標準仕様書の基本品質等を満たしていない。その内容は下記のとおりです。浄化槽の位置を変更したのであれば、平板載荷試験を当然行うべきであった。那須烏山市建設工事請負業者指名停止等措置規定による措置をするのが相当である。

栃木県技術センター。標準仕様書の基本品質を満たしていない。多くの議員は破壊に至る原因を知っていた。議長、副議長が訪問して問題点を聞いたところ、調査中との回答で責任あるものではなかった。これでは適切な指導、助言をしたか疑問である。公共工事の助言、指導を行えない以上、依頼すべきではない。

こういうような意見でございます。なお、所管事務といたしましては、学校給食センター建設工事に関する事項については、ひとまずこれで終結をして、(2)公共工事に関する事項、(3)その他特に必要と認めた事項について、今後、調査を進めるということで決定しております。

以上をもって、所管事務調査の経過報告とさせていただきます。

○議長(佐藤雄次郎) 以上で、特別委員会所管事務調査の報告が終わりました。

これもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長(大谷範雄) 第5回那須烏山市議会定例会の閉会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

今期定例会は9月3日を初日に、本日まで16日間にわたり慎重審議をいただき、上程をいたしましたいずれの議案も、原案どおり可決、御決定をいただきまして、まことにありがとうございます。感謝とお礼を申し上げます。審議の中でいただきました御意見、御提案等につきましては、今後の市政運営にあたりまして十分心して努めたいと存じております。

さて、今週日曜から月曜にかけて、日本を襲った台風18号は栃木県を縦断いたしまして各地に大きな被害をもたらしました。気象庁の発表した台風予想進路上に本市があたっております。大雨洪水警報、土砂災害警戒警報が立て続けに発令されましたことから、15日には全課長を招集いたしまして、災害警戒本部を設置いたしました。16日にかけて警戒体制をとったところであります。

本市の総雨量は180ミリ、那珂川小口観測所の水位は最高4.04メートルを記録いたしました。住宅の床上浸水1件、床下浸水1件のほか、道路が冠水、倒木、土砂崩れ、落石等で

一時通行どめとなりまして、農地農業用施設等の被害も確認をされておりますが、人的な重大被害には至らず、胸をなで下ろしたところでございます。詳細につきましては、今朝の本会議前に危機管理担当課長から報告をさせたところでございます。

しかし、福井、京都、滋賀の各県には、気象庁初の大雨特別警報が発表されました。関西から東北までの6県で4人が死亡、5人が行方不明という人的被害も発生をし、県内でも隣接をするさくら市、真岡市等で3人が重軽傷を負うなど、甚大な被害が発生したところであります。

また、4日には、宇都宮市、矢板市、鹿沼市などで発生いたしました竜巻に続き、15日には那須町でも発生いたしまして、住宅など建物のほか収穫前のリンゴなど農作物に大きな被害をもたらしておりまして、自然災害の脅威を実感したところであります。いづどこで発生しても不思議ではないこれらの災害に、改めて防災、減災力の向上を初めとした危機管理対策の重要性について思いを新たにしたところであります。

一方で、先週、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催が決まるという明るい話題もございました。東京での夏季オリンピックは56年ぶりであります。世界中のアスリートが集うスポーツの祭典を間近に体験し、感動を共有できる機会を得ましたことは、特に子供たちにとりまして大きな夢と希望を与えるものと考えております。

また、政府は、五輪の経済成長へ与える影響にも言及いたしておりまして、経済波及効果3兆円とも推計いたしておりますが、地域経済におきましては、いまだに明るい兆しが実感できない現状にありまして、オリンピックが景気好転の起爆剤となりますことを大いに期待いたしているところであります。

特に、政府は消費税率を来年4月に予定どおり8%に引き上げる意向を固めております。10月1日に日本銀行が発表する9月の企業短期経済観測調査の結果を分析をして、最終判断をすることになっております。消費税率の引き上げが景気失速につながりかねないと懸念される中、関連施設整備にかかる建設業界やスポーツ関係小売業、家電業界、観光業、飲食店等への追い風、さらには景気回復へのはずみが見込まれる五輪開催に期待を寄せているところであります。

さて、9月議会定例会の開会の御挨拶でも申し上げましたが、ことしの夏は記録的な猛暑となりました。総務省、消防庁の発表によりますと、全国で熱中症のため搬送された人は6月から8月までの3カ月間で約5万6,000人に及び、昨年の1.3倍に達しております。うち死者が88人、重傷者1,500人余りで、65歳以上の高齢者は47.7%を占めております。

9月に入りまして暑さも随分やわらいでまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもございます。議員各位におかれましては、何とぞ御健勝で御活躍を賜りますことを念願いたしますとともに、今期定例会無事閉会となりましたことを重ねて感謝を申し上げます。



て、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、9月3日から本日までの16日間にわたりました定例会の日程は全部終了いたしました。関係各位の御協力、大変ありがとうございました。

これで平成25年第5回那須烏山市議会9月定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

**[午前11時20分閉会]**

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成25年12月3日

議 長 佐 藤 雄 次 郎

署 名 議 員 高 徳 正 治

署 名 議 員 佐 藤 昇 市